

議員全員協議会

日 時	令和 2 年 8 月 17 日 (月) 閉会中	8時55分 開会 11時30分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 中野康子 副議長 15 番 大井俊彦	
	1 番 鈴木長馬	2 番 濱崎一輝 3 番 原口康之
	4 番 吉田富士雄	5 番 平口朋彦 6 番 藤野 守
	7 番 名波喜久	8 番 植田博巳 9 番 村田博英
	10 番 良知義廣	11 番 澤田隆弘 12 番 鈴木千津子
	13 番 太田佳晴	14 番 大石和央
欠席議員		
事務局	局長 原口 亨 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 書記 本杉周平	
説明員	市長、副市長、教育長、建設理事、企画政策部長、総務部長、 政策監、福祉こども部長、社会福祉課長、地域福祉係長、 秘書政策課長、政策推進係長、防災監、防災課長、地域振興課長 環境課環境衛生係長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

[午前 8時55分 開会]

開会の宣告

○議長（中野康子君）

皆様、おはようございます。大変暑い毎日が続いております。マスクも長い時間は、ちょっと余り健康によくないということでございますので、なるべく適宜、休憩を取りながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

では、ただいまより、議員全員協議会を始めます。

2 市長報告

○議長（中野康子君）

まず最初に市長報告から、お願いをいたします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

おはようございます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、まず市長報告として3点でございます。

特別定額給付金について、そしてウェルカム花火について、中部電力株式会社からの「防災拠点」の使用に係る申し出についての3点の報告をさせていただきたいと思っています。なお、この中部電力の申し出に関しましては、全ての案件が終わった後に説明をさせていただき、質疑を受けたいというふうに思っております。

そして、各担当からは、生活保護費にかかわる返還金の還付について、第2期人口ビジョンおよび、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、そして、熊本県人吉市との災害時の応援協定に基づく職員派遣、第2陣、第3陣隊の報告についての3点の報告でございます。

それでは、まず初めに、特別定額給付金についてを報告をさせていただきます。

国の新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策、これは令和2年4月20日の閣議決定によりまして、家計を支援するための基準日の令和2年4月27日に市の住民基本台帳に記載されている者1万7,088世帯、4万5,268人を対象に1人当たり10万円の給付を実施してまいりました。これは国が10分の10の補助率といたしますか、負担でございます。申請の受け付け期間につきましては、令和2年5月18日、月曜日から3カ月間、本日8月17日、月曜日までとなっております。先週末の8月14日の時点で1万6,983世帯（99.4%）から申請を受け付けているところでありまして、給付人数は4万5,139名（99.7%）という状況であります。

それから、この特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降の出生児についても、同時に1人10万円を給付する子育て応援特別給付金事業も、市の施策として実施しております。

このほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施を計画している

現時点での事業一覧、これは資料1で添付いたしましたので、参考にごらんをいただきたいと思
います。なお、9月定例会提出予定の第7号補正は含んでおりませんので、よろしくお願いを
いたします。

また、もう一つ、資料2が添付してございますが、これは新型コロナウイルス感染症関連の給
付金・補助金・助成金等を一覧にしたもので、総合案内窓口と個人向け、事業者向けに整理をし
たものですので、あわせてごらんをいただきたいと思います。この資料2につきましては、状況
によりまして内容等変更になる場合がありますので、市ホームページに掲載し、常に新しい情報
をお知らせするようにしておりますので、詳しくは市ホームページをごらんいただきたいと思
います。

次に、ウエルカム花火についてであります。この夏、R I D E O N誘客キャンペーンの一環
として、市内宿泊者への歓迎の意味を込めたおもてなしとして、また、新型コロナウイルス感染
症拡大の早期収束を祈願するものとして、打ち上げ花火を7月23日、24日、25日、それから先週
末の8月14日、15日、昨日16日の計6回、それぞれ午後8時から3号、4号玉を20発打ち上げま
した。8月14日については、相良、静波、地頭方の3会場同時に3カ所で打ち上げを行いました。
計8回の打ち上げを行ったものであります。

花火を見た方からは、コロナ禍にあって、ふさいでいた気分が和らいだといった声をいただく
など、わずか5分ほどの花火ではございましたけれども、楽しんでいただけたと思っています。

今回、この花火は、事前に打ち上げ会場を告知せず、密集密接を避け、シークレットでサプラ
イズ花火として打ち上げましたが、これにあわせて、市のL I N E及び「まきのはらT e aメー
ル」への登録を呼びかけ、登録者だけの特典という形で、打ち上げの2時間前に打ち上げ情報を
提供いたしました。こうした取り組みが功を奏したこともありまして、L I N E登録者に関しま
しては6月末の1,546人から7,000人を超えるまでに拡大をしております。まずは登録者1万人を
目指して、登録の呼びかけと情報発信の充実を推進しているところでありますので、登録への
お声かけ、ご協力を今後もよろしくお願いをいたします。

中部電力からの申し出につきましては、全ての案件が終了した後に、改めて報告をさせていた
できます。

次に、生活保護費にかかわる返還金の還付についてということでございますので、担当が入り
ますので、よろしくお願います。

これにつきましては、先日8月12日、水曜日の文教厚生委員会協議会の中で、福祉こども部社
会福祉課から説明いたしました生活保護費にかかわる返還金の還付についてですが、県から行政
不服審査請求の裁決があったことに伴い、報告いたしました内容に変更がありますので訂正し、
再度報告をいたします。詳細につきましては、担当から報告をさせていただきます。

○議長（中野康子君）

社会福祉課長。

○社会福祉課長（横山和久君）

生活保護費にかかわる返還金の還付について、再度、ご報告をさせていただきます。

8月12日に、文教厚生委員会で資料をお分けしたものが、A3の左手にあるかと思います。資料4というものでございますが、資料4のところ、左側が12日の文教厚生委員会で提出された資料でございます。右側が今回、裁決後に伴いまして、内容が変わるものをご提示させていただいているところでございます。

左側につきましては、委員会等でも説明させていただいたとおり、生活保護上の費用の返還を求めたものに対して、行政不服審査請求が出されました。これが8月中下旬になって県のほうから来ますよというお話をさせていただいたところ、8月12日の委員会終了後に、県のほうから裁決の文書をいただいたというところでございます。それに伴いまして、左側の2、3の県の意見等、3番目の意見を受け付けての市の対応というところが変わってきましたので、右側の表を見ていただいて、その点だけ少し説明をさせていただきます。

県から裁決を受けまして、1のところ、8月12日の委員会の説明では、以下の2点について不十分であったということをお話していただいていたところだったのですが、1点目が自立更生費の控除について、市として自立更生費、生活用品等を検討していなかったこと。②として資力の発生について、保険金は自賠責保険なので、返還金の計算は事故日からではなく、障害の認定日から計算する必要があるというようなお話を少しいただいていたところでもございました。それが2番目になりますが、県の裁決内容としまして、8月11日付で県のほうで決定されたというところで、うちのほうに来たのが8月12日の受領日ということになります。

その裁決後の県の判断が、3点ほどになりました。

1点目の自立更生費の控除については、これは変わりはないんですが、控除について十分な調査、検討がなされていなかったこと。

2点目です。ここが変わるところなんです、資力の発生日というところになりますが、これが自賠責保険の後遺障害分とするのであれば、後遺障害等級認定書の作成日は平成31年3月4日であり、生活保護は平成30年7月1日に廃止されていることから、生活保護費の受給期間において資力が発生していなかったとみなされ、市は返還を求めることができなかったということが新たなことでございます。

もう一つ、新規に新たに通知の記載内容にというところでございますが、返還決定に当たり通知する場合、行政手続法により不利益処分の理由を書面により示さなければならないとされており、返還金決定通知に費用返還義務の理由など付記することが不十分であったということの以上3点が県からの裁決の判断ということになりまして、結論がありますが、返還金の決定における判断に手続上の瑕疵があったと認められ、通知に付記された処分決定の理由は不十分なものであることから、市が決定した処分を取り消すものとするということで判断をいただいたところであります。

これに伴いまして、市の今後の対応なんです、不服審査請求の裁決の結果、返還の決定が取

り消しになったため、納入された返還金について還付加算金を含めて還付するようにさせていただきたいと思っております。

今、相手側の代理人の弁護士さんを通じて、8月21日に返還する予定で事務を進めております。返還金につきましては、市のほうに振り込んでいただいた595万3,271円と還付加算金10万3,300円、合計で605万6,571円を予備費から流用をさせていただきたいと思っております。

なお、今、代理人の弁護士さんを通じて調整しているわけなんですけど、報道等への公表については、今、確認をしているところで、提供できるようになりましたら、議会事務局を通じてご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中野康子君）

それでは、最後一括で全て質問を受けたいと思っておりますので、次に移らせていただきます。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、続きまして、第2期人口ビジョン及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。まち・ひと・しごと創生法に基づく第2期総合戦略、令和2年から令和6年の見直し案についてご報告をいたします。

この計画は、直近の人口動態をもとに将来人口を独自推計した人口ビジョンと、地方創生関連の交付金等を活用し人口問題に関する対策事業等を進めるための総合戦略の二つで構成しており、各事業を進めていく上で基礎的な資料となります。本日、市議会へ報告し、また、今月20日、木曜日には総合計画審議会からもご意見を伺うことになっております。

詳細につきましては、担当から説明をいたします。

○議長（中野康子君）

企画政策部長。

○企画政策部長（辻村浩之君）

それでは、資料5、それから先週、配架させていただいた第2期人口ビジョン及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）という資料を配付させていただきましたので、それで説明をさせていただきます。

まず、この計画の見直しにつきましては、今年の1月に総務建設委員会で説明をさせていただきましたが、この案ができましたので、本日、説明をさせていただきます。この計画は5年間の計画ということで、第1期につきましては平成27年から令和元年、それから、今回の第2期につきましては令和2年から令和6年という計画になっております。

総合戦略については、ざっくり言いますと、総合計画をベースにして作り上げているというもので、後から資料でも出てまいりますけれど、この総合戦略に載っている事業が地方創生交付金の対象になったり、企業版ふるさと納税の対象になるということで、この計画に載っていないということになりますので、交付金等をもらうについては、この計画の作成が必要となってまいりますのでございます。

それから、人口ビジョンにつきましては、この総合戦略とセットになるというものでございまして、今回の第2期の推計人口につきましては、日本人と外国人を分けて推計するなど変更点もありますので、詳しくは、この後、担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中野康子君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

それでは、資料5をごらんください。それから、事前にお配りしました（案）をお忘れになった方がいらっしゃいましたら、何部か持っていますのでお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、資料5に沿って、少し説明をさせていただきます。まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略は、人口問題に対する地方の主体的な取り組みを計画化するもので、国、県の総合戦略に基づき、策定が努力義務化されたものです。この計画に位置づけた事業は、地方創生推進交付金など優遇制度が利用できることになっています。

人口ビジョンは、総合戦略の企画、実施にかかる基礎資料として計画内に盛り込むこととされています。令和2年度に国、県の見直しがされたため、それに合わせて市の総合戦略についても見直しを行いました。詳細については、事前にお配りしました計画書により、後ほど説明をしますが、最初に見直しの概要について少し説明をします。

人口ビジョンについては、計画期間の5年間は同様ですが、目標人口の期間を2045年に変更しました。国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計が2045年までとなっていることや、人口の状況が短いスパンで変わっている中で、2060年まで長期の目標とするよりも2045年を目標とするほうが適しているというふうに考えたものです。

内容については、外国人と日本人を分けて推計することにしております。これは、日本人と外国人の移動の状況が異なるため、それぞれ別に出すほうが実情を示すものになると考えたからです。

また、今回は独自推計の基礎値と目標値の2パターンを推計を行いました。基礎値は、現状の出生数や移動率がそのまま続くと仮定したもので、目標値は、それに政策成果として出生数や移動率を上乗せしております。公共施設の整備など、過剰投資とならないよう慎重な検討が必要なものは基礎値を、総合計画等、計画策定で将来の目指す姿を示すときには目標値というふうに使分けをしていきます。

裏面をお願いします。総合戦略については、第1期は総合計画、前期基本計画の五つのプロジェクトをそのまま記載しておりますが、第2期では後期基本計画の三つのプロジェクトをもとにしながらも、少し表現のほうを変えたものになっております。（2）の変更のポイントのとおりです。

総合戦略は、地方創生交付金をいただくため、活用するための基礎資料となりますので、戦略プロジェクト以外の取り組みも読み取れるように表現のほうを広げております。総合計画と別の

方向にならないように配慮しつつも、それぞれの性質に合わせて記載内容を変えているということです。なお、総合計画の構想は8年、基本計画は4年間変更は行いませんが、総合戦略については交付金申請などに合わせて、随時変更していくことが可能な計画ということになっております。

これまでと今後の流れですが、令和元年度に国、県の計画が変更されましたので、今年度の交付金申請に当たり、3月末に総合計画審議会を開催し、総合戦略（案）については、変更のほうを済ませております。

今回、人口ビジョンと合わせて市議会の皆様へ報告、20日の総合計画審議会に諮り、計画案を作成します。その後9月にパブリックコメントを実施し、計画を策定する予定となっております。

すみません、資料ですけれども、裏面2分の2ページのほうの（1）変更点の表がありますが、第2期総合戦略（案）の基本目標1の、若者が豊かで満足度の高い暮らしがおくれるというのが間違っております。すみません、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは（案）について、担当のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（中野康子君）

政策推進係長。

○政策推進係長（本間直樹君）

それでは、私のほうからは、今、課長から概要のほうを説明させていただいたので、計画の柱立てと概要を、人口ビジョンを中心に簡単に説明をさせていただきます。すみません、事前にちょっとお配りさせていただいていることもあるので、少し、かいつまんでになるんですが、また、不明な点等ありましたら言っていただければと思います。

まず最初に、3ページをごらんください。人口の推移について少し書いているのですが、平成27年までは国勢調査による実績値となっております。そして、第1期の人口ビジョンでは、緑色の線がその基礎値ということで、最初の社人研とほぼ同じ推計値となっておりますが、それに対して、政策成果で2045年に3万6,946人ということで、1万人ほど上乘せするという目標を第1期では掲げておりました。

これに対して、直近の状況をその後に記載しているのですが、まず3ページの下、人口動態の推移ということで、実はこれ以降、さまざまな社会的要因によって、人口動態が非常に、でこぼこになっております。そこに四つのところを拾っているんですけども、リーマンショックの前後でだんだん減少幅が広がり、東日本大震災で大きく広がり、そして、平成28年ごろには増減が一度ゼロに近いものになっております。その後、直近では、また少し開き出すということで、そのような状況をどのように酌むかということが、今回のテーマになっております。

次に4ページの下、年齢別の減少幅の推移ということで、少しここからは総人口と日本人、外国人などを別にちょっと見ていきたいと思うのですが、この表は、縦軸が人数の増減を示しております。そして横軸が5歳別の人口を指しておりますので、一番手前のところで言うと、1歳か

ら4歳が2年の連続する期間でどれだけ減ったかというようなところが示されている図になっております。

四つの地点としましては、先ほどお話しした四つの点について、連続する二つの歳で5歳階級の人口がどれほど動いたかということで整理しております。総人口に関しては、やはり東日本大震災後が非常に、若者を中心に減少幅が大きいということが出ております。

5ページをごらんください。ただし、これを日本人だけで拾ってみますと、日本人は実は直近のほうが、その時よりも減っているということが出てきます。そして、さらに5ページの下に行って外国人だけで見ますと、実は外国人がその期間、非常にふえておりまして、実は直近の状況については、外国人の増加が日本人の減少をカバーしているという現象が起きていることがわかります。

そして、その下に書いてありますとおり、外国人は現状では定住よりも就業目的の移住が多いと考えられることから、製造業の状況に左右される不安定な数値であること、そして、こういったふえている外国人の対応が非常に重要なポイントになるのではないかとということがわかります。

6ページにいきますと、今度は男女別に拾ってあります。上の表が男性になるんですけども、実は社会減が抑制された平成28年のころには男性がふえていて、下を見ると女性が減っているということがわかります。ということで、同じ社会減がゼロになっていたとしても、日本人、外国人、また、男女によって状況が全然違うということが、当市においては起きています。

移動状況のまとめを6ページの下に書いてありますけれども、直近は総数では、①の時と近似しているように見えますが、国籍や性別ごとには全く違う現象が起きていて、外国人の男性がふえ、日本人の女性が減っているということは、総数上は抑制されていても、出生や将来にわたり定住する人は減り続けるというようなことが、今後も懸念されるというふうに分析できます。

次ページをごらんください。今度は、出生、死亡、自然減について少し拾っておりますが、特に出生に関しては、令和元年に223人ということで非常に大きく減少しております。さらに、その下に合計特殊出生率を、これは本市独自の推計で出してはおりますが、やはり周辺市に比べて非常に、非常にというか少し低いような数値が出ており、人口置換水準といわれる2.07に向かうというのは、非常に今の段階では難しいと考えられます。

さらに8ページの上に、今度は戸籍で婚姻と離婚を少し出してみますと、やはり平成29年、30年に婚姻数が大きく減っているということがわかります。こういったことが、令和元年の出生数の激減にもつながっているのではないかなと思うのですが、この辺は、後で少し整理をまとめてしたいと思っております。

8ページの下からは、転出入先を年度ごとに少し整理をしてあります。ちょっとここは説明は飛ばさせていただきますが、9ページの下を見ていただきますと、平成27年ごろは中部地域への移動が主であったんですけども、その後、西部の方に移動の傾向が変わり、令和元年ごろにはまた、そっちの方も減ってくるということで、この短期間で、動いている市町村についても非常に大きく変化しております。これは単純に自動車産業の影響によるものと考えられますし、10ペ

ージに、今度は製造業の状況等を少し拾ってありますが、平成29年以降、1兆円を超える製造品出荷額というふうに伸び続けており、人口1人当たりでも10ページ下の表のとおり、湖西市と当市は非常に抜きでた数字を出していることから、こういった数字が、この移動や外国人の流入などに影響を及ぼしていることは想像しやすいと思っております。

次に11ページをごらんください。これは、ちょっと後で推計の基礎になって出てくるので、あえて拾わせていただきますが、就業人口の推移ということで、市内の就業者の何次産業別ということで少し拾っております。

平成27年には、第一次が13.1%、3,366人、第二次が39.0%、第三次については46.9%というような傾向になっているんですけども、実は、第一次の農業に関しては県内でも一番高く、製造業に関しても非常に高い数字になっております。一方で、第三次産業は非常に低い傾向にありますので、当市の産業が第一次を中心に第二次によって構成されているということがわかります。

そういったことを、12ページのほうに簡単にまとめとして整理させていただいております。

まず、社会増減に関しては、総数では平成28年度以降抑制されているように見えた人口増減は、外国人や西部からの人の流れが既流出をカバーしているというような状況にあると思えます。日本人の特に女性の流出が出生数にかかわってくるので、早目に歯どめをかけなければ、これは先細りにつながってしまうということがわかります。

さらに(2)自然増減なんですけれども、2段落目、平成30年度から令和元年度にかけての20代の流出が多く、婚姻数も低下している。これらの要因と関係性を早期に把握、分析しなければいけないと考えております。

そして、さらにこれは分析をしているとよくわかるのですけれども、出生数、子供の産まれる数は、1人当たりの産む率よりも、産む世代の流出や婚姻数のほうが増減に対する影響が大きいということがわかります。1.52人が1.60人になるよりも、やっぱりその世代が何人かいるということのほうが大きいということで、これは社会増減と同様に、日本人の20代、30代女性の流出に歯どめをかけるということが対策には肝要であると考えます。

その後、新型コロナウイルスの影響とかも少し触れていますが、今の段階で確定したものが出せないで、またある程度の時期で直す中で、人口動態の状況は整理していきたいと思っております。

ということで(4)に人口問題に向けたポイントとして、大きく3点、拾わせていただいております。

これもかいつまみですが、一つ目は企業が集積し、労働生産性が高い強みはどう生かすかということで、通勤者を定住者にすることや、市内で消費をするということ、どのように取り組むかということが一つ目のポイント。

二つ目が若者世代、特に女性の流出をどのように抑制するかということで、これも13ページのほうに行ってください、真ん中の段落ですね。0歳から15歳の子供が育つそれぞれのステージにおいて、子育て、教育などに関する魅力的なサービス、環境そういったものをどう確保するか

というようなポイント。

さらに三つ目が、急増する外国人と多文化の共生をどう進めるかということで、これだけふえ続けている外国人が、もう単純に市のお客さんということではなくて、いろいろな語学などのサポートもしつつも、未来に向けた共生の視点というものは、これだけの幅になってくれば必要になってくるのではないかなと思っております。

そういったところで（５）は視点として、減る前に抑えるためにも取り組みへの着手は早いほど効果がある、今いる世代の流出をとめることから取り組む、公も民も担当も無く誰もが当事者としてかかわるといようなところを、基本的な姿勢として対応していくことが必要であると考えております。

すみません、ちょっと長い前置きになりましたが、14ページ以降が、人口の将来展望ということで、具体的な推計の内容について記載をしております。

14ページは、県の長期ビジョンといわれる県の人口ビジョンの仮定値と、2番のほうが牧之原市の第1期のビジョンの仮定値を置いております。2番の牧之原市の第1期のところを見ますと、合計特殊出生率が2035年には2.07まで上がるというところが少し拾ってあるんですが、こちら辺については少し現実的ではないと思ひ、今回は見直しをさせていただいております。また、移動率についても、転出超過7割というようなことは、少し拾ってありますけれども、この辺についても今回の見直しのポイントとなっております。

15ページ以降が、今回の推計の具体的な内容を記載してあります。

まず（２）の第2期の仮定の考え方というところは、単純に今期についても社人研推計の生残率と出生率の一部は活用していこうと思っておりますので、これについては前回と同様になっております。

（３）の第2期の仮定値に関しては、下の表のとおり2パターンつくるのですが、独自推計では、日本人と外国人の移動率が異なるため、それぞれ別に行います。これに関しては、その下、ただし書き以降にもあるんですが、外国人の今のふえ幅というのは非常に大きいものでして、これがそのまま進んでしまうと、本当に何万人の規模にすぐに達してしまうのですが、実際には市内の製造設備や就業者の数によって、ある程度、頭打ちになると考える上で、この辺は少し独自の考え方を置いているようなことにさせていただいております。

ということで、下の表を見ていただきますと、まず、独自推計の基礎値。これは現状が続くと仮定したのですが、合計特殊出生率は1.43、現状の数字で2045年まで推移させます。さらに、日本人に関しては平成27年から令和元年、直近5年間の移動率を基本として2045年まで推移させます。外国人に関しては、直近については直近の移動率を使いつつも、2020年以降は移動率は、ある程度、頭打ちになると横ばいにしつつも、日本人の減少幅のその部分の加算分があると考えますので、同時期の日本人の減少数のうち、当市の第二次産業、製造業への就業率を少しかけた部分の人数を足し込みまして、それを推移させるというようなやり方を取りました。

一方で目標値のほうに関しては、合計特殊出生率が、ある程度、段階的に上がるというふうに

置きつつも、移動率に関しては日本人の20代、30代の男女の移動率を半減させるというところで、少し移動数の抑制をかけるようなものを入れております。外国人については同様となっております。

そういった仮定値を用いた推計人口について、まず16ページが基礎値となっております。2045年の段階では、日本人2万4,069人、外国人5,217人の合計2万9,287人というような数字になります。

さらに、次のページをごらんになっていただきまして、先ほどお話しした目標値をそれと比べますと2045年の段階で3万2,810人ということで、先ほどの基礎値よりも約3,523人多くなり、最初の社人研推計では2万6,154人ですので約6,600人ぐらいですか、多くなるような推計になります。

18ページ、19ページには、日本人、外国人別の5歳階級別人口を少し参考に記載させていただいております。人口ビジョンについては、そのとおりになります。

そして、20ページ以降に総合戦略のほうを記載させていただいておりますが、こちらに関しては、なかなか全てを説明するというわけにもいかないんですが、最初の3ページ、4ページぐらいは、今の人口問題などをベースに、背景と目的、状況などを整理させていただいております。

そして、ちょっと飛びますが、24ページをごらんになってください。基本方針ということで、取り組みに向かう基本的な姿勢や考え方になります。取り組みの柱ではなく、考え方や姿勢の柱としては、人づくり、プレーヤーの育成ということで、具体的な取り組みを実践し、牽引する人材の存在を重要な鍵と捉えて、そういったところに取り組むことや、2番目が、自立した選ばれるサービスの創出ということで、旧来のやり方ではなく、ターゲット層に対して選ばれ、使われるサービスを、稼ぎ、自立するような仕組みをしっかりとつくっていくというもの。3番目が公民の連携での課題解決ということで、それをやるためには、稼ぐ知恵と実行力を持つ民間と、行政がしっかりと組んで取り組んでいくというようなこと。

25ページのほうにいきまして、未来技術の導入ということで、国の戦略でも、Society 5.0といわれる新しい技術の導入というのは積極的に書かれておりますので、当市においても、こういったことに取り組むということと、最後は地域間の連携ということで、やはり人口や市域の面積の小さい当市が単独で全てをやるというのは難しい中で、周辺市とも連携しながら課題解決に取り組むというようなところを、少し拾わせていただいております。

そして、具体的な取り組みの柱に関しては、申しわけありません、28ページをごらんください。そこに、基本目標をその後ろに、29ページ以降に書かさせていただいているんですけども、一つ目が、若者が豊かで満足度の高い暮らしが送れる住環境の実現ということで、総合計画の未来若者プロジェクトに近いものになるんですけども、人口問題も含めてそういう問題に対する対応が書かれているものと。二つ目が、快適さと安全安心を備えた活力ある拠点の創出、高台開発のような要素を少し盛り込んだものと。三つ目が、効率的で持続可能な自治体経営ということで、公共施設マネジメント、プラス、先ほど言ったようなSociety 5.0の導入のような、

そういう基礎的な経営の部分盛り込んだことの三つを柱にさせていただいております。

具体的な内容や事業については、申しわけありません、29ページ以降にそれぞれ拾わさせていただきますが、こちらに関しては、また地方創生交付金や取り組みの進捗に合わせて随時、追加、修正できるものとなっておりますので、進める中で充実させていただきたいと考えております。

すみません、長い説明になりましたが、説明は以上です。

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、次に、熊本県人吉市との災害時応援協定に基づく職員派遣隊の報告についてでございます。

熊本県人吉市との災害時応援協定に基づく職員派遣、第2陣、第3陣隊についてであります。先遣隊の職員4名に続きまして、第2陣、職員5名を7月14日から1週間、第3陣、職員4名を7月18日から1週間の派遣を実施いたしました。この牧之原市からの支援には、松岡人吉市長から市議会や市民に対しまして感謝の言葉がありましたので、報告をさせていただきます。

現在、人吉市では約600の方が避難所の生活を送っており、今後、自宅の修繕、仮設住宅の建設、市営住宅の改修等も進め、年内中の避難所閉鎖を目指しているということでもあります。

牧之原市からの派遣につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第3陣でとめ、人吉市からの派遣要請を待つことにしておりましたが、人吉市が新型コロナウイルス感染症の関係から、県を通じた支援を熊本県に要請したということでもあります。人吉市の小澤総務部長からは、熊本県内の応援では十分な人員が確保できていない、県を通じた要請があった場合、ぜひ、手を挙げてほしいと窮状を伺っておりますので、今後は、静岡県からの情報収集をあわせて行い、支援を検討していきたいと考えております。

人吉市派遣要請の概要であります。これは、人吉市から熊本県へ要請した内容であります。期間としては、今年の9月1日から来年の3月31日まで、要望人数は47名で、内容は以下の職務の職員を必要としているということでもあります。

また、今回の人吉市の豪雨災害につきましては、人吉市への義援金やマスクなどの支援物資を市内団体、企業また個人からお預かりをしておりました。義援金につきましては、市議会からの義援金をはじめ、先週末までに総額149万9,409円を受け付けており、順次、人吉市へお届けをしております。この義援金等の受け付け状況については、市ホームページに掲載をし、お知らせをしているところであります。

それでは、人吉市の現地の状況につきまして、第2陣、資料6、そして第3陣、資料7の派遣職員から報告をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中野康子君）

地域振興課長。

○地域振興課長（萩原貴憲君）

熊本県人吉市球磨川氾濫災害による牧之原市職員第2陣の派遣につきまして、ご報告します。

資料6をごらんください。第2陣派遣につきましては、令和2年7月14日から7月20日までの間、派遣されました。派遣職員は5名、支援内容の主なものは、牧之原市議会などからお預かりしました義援金の受け渡し、避難所の運営、防災無線不通地区への広報、物資受け入れ、仕分け作業を行いました。被害状況につきましては、資料に記載のとおりとなります。

支援活動の詳細であります。避難所対策3名と広報2名の2班編成で活動をいたしました。

広報班につきましては、市内に設置されている防災無線91基のうち12基が被害を受け、不通となった5地区の広報を行いました。地区については、資料の一番最後の地図の部分のところとなります。広報の内容ですが、災害ゴミの分別のお願いや、罹災証明の受け付けが開始されることに伴う周知などです。なお、帰任前の打ち合わせで、不通となっていた12基のうち9基は復旧しましたが、残り3基、図面の4番と5番のところですが、そこについては復旧の見通しが立たない状況ということでありました。

避難所対策班につきましては、市役所仮庁舎横のスポーツパレス内で避難所運営を行いました。避難者エリアの確認、整理、物資集積所の仕分けとともに、不足食糧、飲料の補充や、昼食、夕食の配布作業に従事しました。また、当初、避難者などへの昼食、夕食の配布箇所は部屋の入り口のみで行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策として外来避難者への配布を、建物玄関入り口に1カ所増設をさせていただきました。なお、帰任前には、他地区に設置された避難所の段階的な閉鎖に伴い、避難所を集約していくということでありました。避難所に関しましては、大型の施設であるため運営がしやすく、空調管理ができるなどの利点もあり、同じ地区内で分散した避難所を設置するよりも、1カ所で集中したほうがよいと感じました。

報告は、以上となります。

○議長（中野康子君）

環境衛生係長。

○環境衛生係長（西谷 稔君）

それでは引き続きまして、第3陣の応派遣報告のほうを、資料7のほうで説明させていただきます。

私ども第3陣につきましては、派遣期間が7月18日から24日の1週間ということで、派遣職員は4名、そのうち女性職員が2名おりました。支援の内容につきましては、第2陣から引き続きまして避難所の運営、そして避難所で不足している附箋やビニール袋、食糧等を持参しているという状況でございます。

4の被害状況につきましては、資料に記載をさせていただいているとおりのところで、そのうちスポーツパレスの所で避難所の運営のほうをさせていただいております。

私のほうからは5番の派遣報告ですけれども、次のページ以降の写真をちょっとごらんいただきながら説明をさせていただきます。

ページを開いていただきまして、3ページ目の①、②になりますけれども、私ども避難所対策班を第2陣から引き続きさせていただきまして、主に不足食糧、飲料の補充作業や昼食、夕食の配布作業、そして、避難所の世帯の内訳の確認業務のほうをさせていただいております。

①のほうは、佐野保健師の業務の様子を撮影させていただいております。こちら、数日間、別行動ということで、主に未就学児を持つ家庭への電話での安否確認を行っております。

②につきましては、避難所の、段ボールで間仕切りされた世帯ごとの配置図。

次のページへ行きまして、③につきましては、避難所の飲み物とかお弁当を配布するところの場所の写真になります。

この避難所につきましては、第1陣、第2陣からご報告させていただきましたとおり、このアリーナが、静波体育館でいうと大体3倍ぐらいの大きさになるのかなと思うんですけれども、それと、あともう一つが、静波体育館ぐらいの武道館というのがあるんですけれども、そちらに自衛隊が作成した段ボールの間仕切りがありまして、そこで、避難者が避難生活をされておりました、そこに避難生活者が826人ほどおります。

私ども第3陣が到着したときは連日の真夏日ということで、梅雨の時期で湿気も非常に多かったんですけれども、被災から自分たちが行ったときは約2週間ぐらい経過したものですから、避難所内につきましては非常に落ちついたような状況でありました。また、この落ちついた状況が、何で落ちついているかといいますと、避難所の中というのはエアコンが完備されているものですから、空調がきいていて非常に快適であったということでもあります。

ただ、避難所は、さまざまな方が生活されているものですから、特に高齢者の方からよく聞こえてきた言葉としては、間仕切りしかないものですから、ちょっといびきがうるさいよとか、話し声が聞こえるよとか、ちょっと不眠を訴えられる方、あと女性の方もいらっしゃいますから、女性のプライバシー的なもの問題もちょっとあるなということ多数お話を伺いました。このような件で、ただ聞いているだけではなくて、人吉市や熊本市の保健師さんが各世帯ごとに回って、世帯ごとの健康状況を把握しているという状況も目の当たりにしております。

次に、写真の④をごらんいただきたいと思いますが、避難所の中には、学生の方も何人か見受けられまして、学習のスペースに大分、苦勞されているなというのが確認とれました。避難所の一部であります、トレーニングルームとちょうど書いてあるんですけれども、このところをちょうど学習のスペースにして、学生さんへの配慮がなされておりました。

次に⑤の避難所の様子ということで、5ページになりますけれども、こちらの避難所では着のみのままの状態での避難されてきた方が多数いらっしゃいました。ですので、服や下着、あと身の回りの配給とかそういったものも行っておまして、特段大きな不自由は、私どもが行ったときには、そんなに感じ取れる状況ではなかったです。ちなみに身の回りの配給は、例えば高齢者の入れ歯の洗浄剤とか、女性の生理用品とかいろいろ置いてあって、結構、行き届いているなど

いう感じでした。

⑥のところは、個人的には衝撃的なところだったんですけども、これは避難者からの聞き取りの様子という写真になりますけれども、この写真に写っているのは、うちの松井という職員が避難者から聞き取りの調査をしているところだったんですけども、避難者の当時の状況を聞ける範囲でお話を伺っておりまして、避難者の多くは、人吉市のハザードマップ上の先ほどの球磨川付近の方が大体、避難されているなという感じでした。実際、この帽子をかぶっている方は、避難することも考える間もなく、建物の1階が床上ぐらいまで浸水を急にしてきたものですから、物につかまって、ようやく避難してきた方ということでした。また、夫婦で濁流にのみ込まれかけて、奥さんをようやく助け出したんですけども、残念ながら旦那さんが流されて亡くなっていたという生々しい話を、じかに伺ったと。言葉も出ませんでした。

次のページですけれども、6ページ目の⑦と⑧をごらんいただきたいと思いますが、⑦は7月20日の月曜日から、罹災証明の受け付けが開始されました。朝から本当に被災者の方、長蛇の列になりまして、市役所の担当者の方もやはり、さすがにふなれなところもあって、大きな罵声も聞こえるような状況でありました。また⑧につきましては、仮設住宅の、これは市営住宅のほうの位置図になるんですけども、そういったものも仮申し込みも開始されているという状況です。

次のページ⑨ですけれども、市内に無数にある災害ゴミにつきましては、ボランティア、これはボランティアの方は写っていませんが、中心となって家庭の中に入って少しずつゴミや土砂の撤去作業をしているという状況でございます。

⑩災害廃棄物の仮置き場ということで、災害廃棄物につきましては、中核工業用地というところが人吉市の中にありまして、5ヘクタールぐらいの大きさで、かなり大きかったんですけども、そこで稼働しておりまして、建設業者とか重機が多数入ってゴミの分別、主に混廃とか家電製品、畳とか木くずなどが分別されている様子でした。この写真を見る限りですと、災害ゴミの搬入が被災から3週間目ぐらいたっているものですから、大分、落ちついているような感じに見えますが、被災から1週間ぐらいの時は、仮置き場への搬入が5時間ぐらいかかっていたというのちょっと聞いておりました。

最終ページになりますけれども、ここの青井阿蘇神社の被災状況が、上の状況です。あと、下が市内の有名な旅館の被災状況ということで、上の青井阿蘇神社につきましては、橋の欄干が濁流で、なぎ倒されているような状況でありまして、車の目線から想像すると、大体、歩道から2.5メートル、3メートルぐらいの高さまで水位が上がったのかなと想像できます。また、有名旅館が下のところに、あゆの里という有名旅館があるんですけども、こちらも1階の天井まで水がついているという状況で、これはもう水が引いている写真ですけれども、休業中であったという状況で、この写真、両方とも一番ひどい通りの写真になります。

最後に、避難所班として私が従事した中で感じたところをまとめさせていただきますと、避難所につきましては管理運営の観点から、分散するよりは、なるべく集中させたほうがいいのかというのの一つと、空調については、やっぱりエアコンが絶対的にこういう時期は必要なのかな

というのが二つ目です。あともう一つは、避難所の方々が、いち早くふだんの生活を取り戻すというためには、市営住宅などの空き部屋の入居の用意とか、応急仮設住宅の速やかな建設の対応が必要ではないのかなということも個人的には思いました。

以上です。

○議長（中野康子君）

大変な支援活動をしてきてくださった支援隊の皆様、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

それでは、今までの件で、ご質問のある方は挙手を。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

1点、今、報告いただいた、人吉市との災害時の相互応援に関する協定に基づく職員派遣ということで報告があったんですけれども、今回、非常に迅速な対応で、人吉市とのさらなる信頼関係を築けたかと思えます。大変よかったですと思います。また、任務に当たられました職員におかれましては、また厳しい状況の中で、今回の経験をもとに、ぜひとも牧之原市の防災危機管理に役立てていただきたいと思えます。ご苦労さまでした。

それについては、職員派遣については何らありませんが、1点確認をしたいことがあります。今回7月15日からの第2陣の派遣について、牧之原市選出の県議会議員が同行したことについて伺いたいと思えます。

本人が終日ブログを書いておりますので、それによりますと、牧之原市の第2次応援隊の支援活動のお手伝いをしていくということで出かけており、また、連日のブログの中でも、8時から6時半まで牧之原市の支援隊と一緒に避難所でのボランティア活動を行いましたと詳細に書かれておりました。熊本県では当時、県外のボランティアは受け入れは中止していたと聞いております。恐らく、現在もそうではないかなと、先ほどの報告からもそんなふうに判断しております。かの有名なスーパーボランティアの尾畠さんですか、彼もテレビで本当は熊本に入りたいたけれど入れないということで、それが許されず、地元の大分県でのボランティア活動をしていたというニュースを見ました。そういった中で、なぜ、牧之原市選出の県議が牧之原市の職員に同行して、熊本県内での人吉市でのボランティア活動が許可されたのか。これについて、どのような経過があったのか、報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

今の件についてですけれども、同行というようにお話でしたが、同行ということではなくて、うちのほうで把握している内容を報告をさせていただきますと、7月14日に、第1陣で派遣をしました糸田部長のところ、向こうの状況は、どういう状況なんだというようなことでお聞きに、

庁舎のほうへ見えられたというふうに伺っております。翌15日に、大石県議は自分で向こうのほうに行かれるということを決めていたようで、その事前の内容の確認というようなことで役所のほうに見えたというようなことであります。

向こうの状況については、宿舎がとれるとか、飛行機がとれるとか、その辺については、全然、全く宿舎もとれるかわからないよというようなことでの話はしたということですが、その辺は、県議が直接、連絡をとりながら行ったというようなことであります。

市の職員のほうからは、大石県議がそうやって行くという話があるよというようなことは、第2陣の行っている職員に伝えさせていただきました。行くということになると人吉市さんのほうには、一応、来るよということは伝えておかないと、また迷惑になるというようなこともありましたので、行っている職員のほうから、その辺については総務課長さんのほうには報告をさせていただいたということでもあります。

それで今、第2陣については避難所の支援をするというようなことでやっていたわけなんですけれども、そここのところに大石県議が配備されるのかどうかということについては、人吉市さんのほうで人の配置については考えて配置をするというようなことでしたので、牧之原市のほうで判断をして受け入れをするとかそういうことではなくて、人吉市さんのほうでその辺は判断をさせていただいたんじゃないかなというふうに思っております。

実際に大石県議のほうも、ライオンズクラブの関係とかいろいろな関係で、関係の方のところにお話をしに行くとかというようなこともあったようですので、ずっと一緒にいたということではなくて、半分くらいは、よそのところに行っておられたというような感じのようです。

内容としては、そんな感じです。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

私も今回、県会議員には、そういったボランティア活動について特権があるのかなというようなことで確認してみましたら、あくまでも県会議員もボランティア活動に参加するのは個人ということで、届けを持って出るというようなことでした。

そういったことからいっても、今回、個人が、熊本県では県外のボランティアは受け入れを中止しているという中で、なぜ本人が、人吉市内で牧之原市の支援隊と一緒にボランティア活動ができたか。

はっきり自分でボランティア活動をしているということが、ブログの中でも書かれているし、新聞折り込みも皆さん見たかと思うんですけれども、その中では、みずから被災された方々と交流のできる任務に参加させてもらったと、牧之原市支援隊の皆様から心から感謝していると。牧之原市の計らいがあって参加できたのは、これは明白なんですよ。

このことについて、私は熊本県のルールを牧之原市が侵すことを手助けしたと、そのように思うんです。これ、本当に大変なことをしてくれましたので、こんなことを言いたくないんですけれど

も、明らかに牧之原市が、先ほど総務部長が、一応、県議が行くからということ連絡したと、それは牧之原市が要請をしたということなんですよ。

それについてどのように思いますか。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

一般的に行政間のやりとりというのは、何か情報があれば先方のほうに伝えるというのが行政職員としての一般的なルールというような考え方をしていますので、そういう意味合いでお伝えをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

あくまでも熊本県内では、現在も、県外のボランティアは受け入れていないということだと思うんです。そういった中で、牧之原市の依頼ということで行ったと思うんですけども、それによって何が生じているかと言いますと、今回、市議会でも義援金を出させていただきました。榛原地区での本人の報告等を聞いた市民が、市議会は義援金を出して、県議はボランティア活動までやっているのにどうなっているのだというような、そんな声も聞きました。

そういったことを考えると、非常に私、今回のことは理解できないんです。それでよかったんですか、今回の判断は。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

一般的には、そういうような形で、情報としてはどんな関係でも、いろんな形でよそのまちに牧之原市の方が行くというような、相談に来たよというような話なんかも、各担当課のほうには来るようになっていきますので、それと同じような形での対応というふうになっております。

以上です。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

だから、それが取り次ぎなんですよ。だから、何でそのとき、県に対してしっかりシャットしなかったんですか。

いいです。市長に最後に確認したいと思います。

私は今回、災害協定に基づく職員の被災地の派遣、それに県議の同行を許したのは、私は熊本県内で今、ボランティア活動は、県外の方は申しわけないけど中止させてもらっているという中

で、非常に市とすると無責任な判断をしたとっております。それと、市議会に対しても著しく配慮を欠いていると、そんなふうに思っております。

それともう一つ、彼のブログの中で、帰ってきてからPCR検査を行った。それで、その結果、私が危ないと思えば近づかないでもらいたいと、このようなことが書かれております。

行く前にね、部長。PCRの検査か何かをして、確認をとってもらったんですか。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

それについては、事前の確認というのはしておりません。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

それを踏まえて、最後に市長、お願いします。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

今回の大石県議の人吉市への支援活動と申しますか、それに関しては、市としては一切、先ほど、同行を許すとか、あるいは市の職員と同じく、いわゆる支援活動を行うということを、市として許可するとか許可しないとかということは全く。我々としては関係ないといったらおかしいんですが、本人の判断で、本人がみずから行かれたということであって、我々がそれを許可するとか許可しないという権限は、我々にはないわけですね。

ですから、我々の担当の部長からそういう情報が入ったので、迷惑をかけてはいけないということで、人吉市さんには、地元の県議も行くそうだと申すことで連絡をしたのみであって、受け入れてほしいとか、そういうことの依頼は一切しておりませんので、情報提供をしたと。

例えば、人吉市さんのほうから、今、県外からのボランティアの受け入れはしていないのでお断りするというのが人吉市さんから来れば、その旨、県議のところへ伝えるということが我々の責務であるし、我々の取るべき行動であるというふうに思っておりますので、今回の件に関しては、そういう状況であるということは県議もみずから承知の上で、県議の判断で行かれたというふうに認識をしておりますので、その辺の特別な配慮をしたということはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

それでは、市長とすると、今回の一連の市の判断、職員の判断は間違っていなかったと。

○市長（杉本基久雄君）

そのように思っております。

○議長（中野康子君）

実は、この件に関しまして、新聞折り込みで入ったそうです。牧之原区は金谷地区からの新聞ですから、私どものほうには入っておりません。ところが、この新聞折り込みを見た方から、184の電話だと思いますが、実は私のところにも、それから副議長のほうにも、市の支援体が頑張っている、そして県議が一緒になってボランティアをしているのに、市議会議員の皆さんは何もしないんですか、義援金だけでいいですかというお電話をいただいております。大変、お答えに窮しましたけれども、今、ボランティアを熊本県では、人吉市では受け入れておりませんので、私どもは義援金だけで今のところ対応をさせていただいております。でも、何かできることがあればということで、議会のほうでもお話は出ておりますというお話をさせていただいております。

そういう経緯がありますので、また市民の皆さんから、そういったことがありましたら、そのようにお伝えいただきたいというふうに思います。

それでは、この件は以上でございます。

ほかに何かご質問があったらお願いいたします。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

この件以外でいいですよ。生活保護費にかかわる返還金について、お聞きをしたいんですけども、よろしいでしょうか。

これは、いまだに取扱注意ということで、すごくデリケートな問題だとは思うんですよ。非常に大きい話だと思うので、ちょっと確認をさせてください。

まず、そもそも福祉子ども部長が、充て職というかわからないですけど、社会福祉事務所長という形になっていますよね。それで、この生活保護費に関して言うと、市長の委任を受けて福祉事務所長が、この処理を行っているというふうに理解をしているんですけども、福祉事務所長の上級行政庁は市庁だと思うんですよ。こういった場合の不服審査、法に基づく審査請求があったら上級行政庁が審査庁になると思うんですけど、何で県になるのか、その辺、ちょっと仕組みがわからない。

県のあれなんですかね。第二号法廷事務だから、県が審査庁になるんですか。

○議長（中野康子君）

社会福祉課長。

○社会福祉課長（横山和久君）

生活保護自体なんですけど、県の管轄ということで、すみません、ちょっと法令までは調べてはいないんですけど、基本的に不服行政申立に関しては、生活保護にあつては県庁の機関が審査請求を受けるといような状況になっています。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

わかりました。その上でお聞きをしたいんですけども、この処分長である福祉事務所長が、ここにも書いてあります不利益処分をしますよね。不利益処分をする際に、意見陳述の手続が必要ということで、聴聞もしくは弁明の機会の付与ですよね。そちらのどちらかをやらないといけないはずなんですけれども、この案件だと、恐らく聴聞だと思うんですよね。聴聞の主催者というところから、不利益処分について口頭で、処分の相手方にいろいろ話を聞かないといけないと思うんですけど、なぜ、これを飛ばしてしまったのか。私も、行政手続条例を見たんですけども、13条の2項（4）号に納付の確定や納付額については適用除外だというふうにはなっているんですけど、これを勘違いして適用除外だと思って意見陳述手続を飛ばして、要は聴聞を飛ばしたということなんですか。何をもって、不利益処分をするに当たって手続を飛ばしてしまったのか。その根拠はどこなんでしょうか。

○議長（中野康子君）

社会福祉課長。

○社会福祉課長（横山和久君）

今回の件なんですけど、本来ですと議員のおっしゃる決定をするに当たって、ある程度の金額の根拠ないし、それがどこからの期間であったか、そのもののお金が何の費用であったかというのを、本来では相手先に明示して、ある程度話をさせていただいた中で決めるべきだったものと理解しています。その点については、組織的にうちができなかったことは、本当に大変申しわけなかったと思っております。

本来なら、そういうことをやっていくんですけど、今回の場合は、相手の方に返還を求めている、その内容についても、ある程度教えていただきたいというようなお話は、電話だったんですけどさせていただいたということなんですけど、なかなかその細かい話までできなかったと。ただ、金額については、ある程度の金額が入ったという中で、今回、進めさせていただいたということでございます。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

国には行政手続法があって、各市町、自治体で、それに準じたような形で類似の条例をつくっているんですけども、国のほうだと、その適用除外の中に相手方の同意があった場合は、その意見陳述の手続を省略できるという部分もあるんですけど、それはうちにはないんですよね。

こういったことで、行政手続法とか、あと牧之原市行政手続条例について、ちゃんと理解をできていたのか。職員の中で、その手続が必要なケースなんじゃないかという検討を1ミリでもしたのか。全くそういうことが飛んでいて、法や条例についての基礎的な知識が飛んでいた状態で、

なあなあでやってしまったんじゃないかなという。それだったら、すごい大きな問題なんですよ。

いろいろ検討した結果、今回はいらぬねというんだったら、まだわかるんですね。でも、その検討すらも、聴聞や弁明の機会の付与すらも検討していなかったといたら、非常に問題だと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（中野康子君）

社会福祉課長。

○社会福祉課長（横山和久君）

今回の場合、先ほど少し申し上げたとおり、本来ですと相手方としっかりお話をさせていただいて、納得していただいて決定をしていくべきだというふうに理解しております。今回の場合も、ある程度、相手方に関しては、返還については承諾したということでございますので、なかなかその資料が、本当にうちのほうとして細かな資料を求めなかったことに関しては、本当に不備があったということしか申し上げられないんですが、さっき議員がおっしゃっていた行政手続法の理解はしていたかという話なんですが、基本的には理解をして、説明はしなければいけない。ちゃんと相手からの理解も得なければいけない。ある程度、同意も得られなければいけないということは理解していたと思っております。

以上です。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

二つ、一気に聞きしたいんですけど、まず聴聞をする場合の聴聞の主催者というのは、こういった不利益処分をするたびに指名していくのか。ある程度、その主催者になる候補者というのが名簿化されているのか。

あと、もう一つ、行政手続法には教示制度というのがありますよね。これこれこういう場合だったら、こういうふうに教示しなければならない。相手方に、こういう権利があるということを教示しなければいけない。条例のほうにもあるはずなんですけど、その辺が、なぜ、この書面を落としたりと。書面を落とすだけでなく、要は教示自体をしなかったということですよ。そこは、何でそんなことが起きてしまったのか。

○議長（中野康子君）

社会福祉課長。

○社会福祉課長（横山和久君）

今回の場合、いつも決定通知するに当たっては、相手に対して何十日以内にこの申立てはできるというような文面をつけていただいております。そういうことですので、不服があれば県のほうに申立てできるという文面はつけさせていただいている。ただ、今回の場合については、あくまでも相手に対しても、その細かい内容とか、どういった主旨のものだったのかというのが、そこが説明できていなかったというところでございます。

先ほどの聴聞なんですけど、相手から申立てがあれば、相手にとっての、こちらはお話ができたかなと思いますが、基本的には今までの中では、相手に対してその理解を求めて、納得した上で返還を求めているということでございます。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

何十日以内って、あれは3カ月以内ですよ。何十日から変わりましたよね。

あと、もう一つ、聴聞というのは、相手からの申立てではないはずですよ。不利益処分をするときには、しなければならないんじゃないですか。聴聞か弁明の機会の付与か。相手からの申立てではなかったような気がするんですけど、その辺はどうですか。

○議長（中野康子君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原崎貞行君）

議員がおっしゃいますように、不服申立の期間は3カ月ということでございます。

そして、こちら、行政のほう処分を決定する際には、ちゃんとその処分をする者に対してやらなくてはいけないということになっております。

○議長（中野康子君）

ほかに、よろしいでしょうか。

大石議員。

○14番（大石和央君）

特別定額給付金についてですけれども、もう少し詳細を聞かせていただきたいというふうに思うんですが、先週までで105世帯の129人が申請されていないという状況で、本日で締め切るということになるわけなんですけれども、そうした受け付けをしないというか、申請をしない人たちは、どういう状況なのかということ。

つまり、再度の督促というか、あるいは呼びかけといいますか、再三のそういったことをしても応じていないということなんでしょうか。または不在であるとか、そういうことなんでしょうか。ちょっと、そのあたりのところをお聞かせください。理由です。

○議長（中野康子君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

そういった、まだ未申請世帯についてなんですけれども、6月末と7月末の2回、リマインドといいますか、お忘れではございませんかというような通知のほうを、繰り返し出している。また、民生委員であったりとか、施設の管理者にお声かけをしていただくというような、そういった取り組みを細かくやってはいるんですが、基本的には申請に基づく給付ですから、申請をいただかないと給付できないと、そういう状況であるということです。

そういう中で、三十数世帯については、郵便物が届かない。要するに、そこに住所はあるけれども居住実態がないというような世帯もございますし、そもそもいらないと、もらわないという方もいらっしゃる。一つの世帯で、僕はもらわないけど妻はもらうとか、そういった世帯もありますし、状況とすると、亡くなっている方もいらっしゃいますしということで、まだ、申請のほうをいただいている方がいらっしゃるという、そういう状況ではあります。

○14番（大石和央君）

期限が迫っているわけなので、せっかくなので、ぜひ、いらないということであるならば別なんですけれども、そのあたりのところを、何かすくい上げるような、最後の、そういった何か手だてというものを何か考えていらっしゃいますか。

○議長（中野康子君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

電話番号のわかる方には電話をかけたというこもしているんですが、なかなかやっぱりつかまらないというような方もあって、我々とする、できる限りのことは最大限やってきたというふうに考えているんですが、状況とすると、お考えというか意向がよくわからないような状況もありますので、おっしゃるとおり、ちょっと残念といいますか、もらっていただければと思うんですが、なかなか最後の一步のところ申請、給付ということにつながっていないという状況があるということです。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

連絡のとれる方で、理解はされているというふうに捉えているのか。そもそも、もういらないというふうに捉えているのか、その辺のところ。要は、これは最後ですので、やっぱりわからないとか、ある意味、面倒くさいというのも変ですけども、コロナも含めてこういう状況ですので、なかなか外にとか、体調なんかもあると思うんですね。そうしたところで、やっぱりなかなか申請できないというような状況というの、どうなのかなと。

つまり、実態がよくわからないので、そのあたりの。申請されていない方のね。だから、もし、申請できるような、申請したいんだけど、そういう状況に今ないという方については、やはり何らかの形で代理でも立てるような形で申請するというようなことが必要かなというふうに思うんですが。

○議長（中野康子君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

基本的には代理でも申請ができるということで、先ほど、リマインドの話、通知の話をさせていただきましたが、区を通じて回覧、チラシの回覧ですとかというの二度ほどやらせていただ

いている。地区の皆さんにも、また、民生委員の皆さんにもちょっとお声かけをということでお願いしている。施設に入所されている方についても、施設の管理者であるとか、生活のお世話をする業者、そういったところにも声かけをお願いすると。

結局、ご本人次第というところがあって、おっしゃるとおり、なかなかはがゆいといいますが、そういった思いはあるんですが、これ以上、ちょっと何があるかなというところまでは、いろいろ八方手を尽くしたという、そういう状況ではありますが、ご本人がどういったお気持ちかというのは、ちょっとはつきり把握のほうはできておりません、と考えております。

○議長（中野康子君）

そのほかに、質問はありますか。

吉田議員。

○4番（吉田富士雄君）

新聞誌上でもちょっと見たんですが、移住相談ということで、オンラインで市でやっているということで窓口を開設ということが新聞に載っておりました。その中で、アクセスされた数が、3月には1,836件だったというのが、6月には2,727件とふえています。こういうオンラインでやっていることはいいんですが、それが実態というか、移住者がどれぐらいこっちへ来ますよというような統計はとれていますか。

○議長（中野康子君）

企画政策部長。

○企画政策部長（辻村浩之君）

まず、今、数字を上げられた1,000とか2,000とかという数字については、これは全国の全体の数字なのかなとは思いますが。

○4番（吉田富士雄君）

4月28日に、こういった感じでオンラインで、移住キャンペーンというか、そんな感じでやっているようですが、実態的にこっちへ移住されるという方がどれぐらい、いかほどいますかということと、今、自分が思うには、空き家対策というのを市でやっているものだから、そういうところと一緒に、これを進めていくということは考えていませんか。

○議長（中野康子君）

企画政策部長。

○企画政策部長（辻村浩之君）

情報交流課で移住定住の関係の補助金、趣旨をやっておりますけど、すみません、今、数字をちょっと持っていないので、何件というのは今、言うことはできませんけど、実績については表で管理をしておりますので、また、その辺については、決算もありますので、また決算の中で人数等を報告させていただければありがたいと思っています。

当然、移住に関しては空き家バンク等々をやっておりますので、そういうものも含めて、現在も移住定住の促進を図っているところでございます。

○議長（中野康子君）

吉田議員。

○4番（吉田富士雄君）

人口動態というのが新聞にも載っていたんですが、2015年なんですけど、県内で牧之原市は、沼津市に次いで2番目に悪い状況であります。そういうことありますので、人口をすぐにふやすということは無理なもので、移住者を、本当に来ていただけるように、そういう対策はしっかりやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、ありませんか。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

せっかくそこに座っていらっしゃるので、ちょっとお聞きしたいんですけど、これは8月になっていて、裏を見ると8月20日改訂予定となっていますよね。今後、20日に総合計画審議会から意見を伺うということなんですけど、もう、きょう全協でお話を聞きました。総合計画審議会から意見を伺います。それが、20日に意見を伺って、もう訂正も入らずにこのままゴーということなんですか。

○議長（中野康子君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

説明の中でも少し触れさせていただきましたが、これは案をつくったということで、すみません、表記的には少し配慮を欠いたものになっていますが、審議会でも意見をいただいて、パブコメのほうもかけさせていただいてという段階のほうは踏む予定で考えております。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

パブコメは、これからと。ということは、改訂するのが8月20日予定というのは、パブコメはこれからだったら20日から延びるということですか。

○議長（中野康子君）

政策推進係長。

○政策推進係長（本間直樹君）

まず少し、日にちの表記が、これで本当によかったかというところも含めて、ちょっとお話をさせていただくと、まず、こういった総合戦略策定の手引きにおいては、産官学金労言の参画によって議論をなささいということになっておりまして、当市は、それを総合計画審議会と当てておりますので、総合計画審議会の審議をもって総合戦略を策定するというのが、一つ、国の策定

のルールの中に当てはめてさせていただいております。

なので、8月20日に審議会があるということで、一度こういう書き方をさせていただいてはいるんですけども、先ほどの説明の中でも、その後、パブリックコメント等も行うということで、実際にはそのパブリックコメントの意見を反映した上で策定ということは正しい表記だと思います。すみません。

ただ、総合戦略というのが、どうしても交付金を充てるために必要ということもありますので、例えば8月20日の審議会の意見を一回入れさせていただいて、その時点で案という形にさせていただいて審議会に出すという意味でも、この20日という意味は、審議会がそういう策定のルールの中で当てはめられているという意味で少し書かせていただいたもので、今のご質問を正しくお答えするとすると、パブリックコメント終了後に、この日にちを変えるというのが正しいと思いますので、多分、10月頭とか、9月末というふうに修正させていただくことになると思います。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

すごくいい資料なので、私もこれから、よくよく精読して一般質問しようかなぐらいに、ここで聞く以上に深掘りしたいなと思ったので、ちょっとお聞きしました。わかりました。10月ということだったら。

○議長（中野康子君）

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（中野康子君）

それでは、今までの市長報告の件は、これで一旦終了させていただきます。

ここで35分まで10分間、休憩をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔午前 10時25分 休憩〕

〔午前 10時34分 再開〕

○議長（中野康子君）

それでは、市長報告の続きをさせていただきます。

それでは、相良地区防災拠点の施設の使用について、よろしくお願いいたします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは私のほうから、最後の報告事項ということであります。

中部電力株式会社からの防災拠点の使用に係る申し出についてということで、資料3をご用意いただきたいと思います。

令和2年7月22日に、中部電力から牧之原市に対しまして、相良地区防災拠点として整備を進

めている施設について、原子力事業所災害対策支援拠点として使用させていただきたいとの申し出がございました。

この相良総合センターい～ら周辺は、富士山静岡空港に近接していること、国道473号線に隣接しており、南海トラフ地震・津波における想定浸水域外、また、PAZの境界付近であること等から、中部電力の復旧活動の拠点として最適な立地条件と判断され、い～ら周辺の施設について使用の申し出があったところであります。

これを受けまして、当市の災害時における市民の避難や安全性の観点から検討したところ、原子力災害はもとより、豪雨や台風、そして地震・津波などの自然災害時においても、市民の生命、財産、身体の保護に加え、中部電力の迅速な災害復旧活動により市民の生活基盤の早期回復が期待できるものと判断し、これを承諾することといたしました。

承諾案が資料3の裏面にございますので、今の考え方がお示しをさせていただいております。

ただ、承諾をするに当たりまして、それ相応の負担をお願いしたく考えているところであります。本来なら電力会社みずからが整備しなければならない施設であるものと考えます。こうした中で、市の施設を使用するということであるならば、それ相応の負担は当然と考え、使用の承諾とあわせ防災拠点の整備に要する事業費の一部について、20億円の負担をお願いすることにいたしました。

中電側が負担するか否かの決定は、今後、中電側の協議により方針が決定されるものと考えております。

また、市からの文書、案の取り扱いにつきましては、ただいま申し上げましたように、今後、中電側の協議がされるものと思っておりますので、取り扱いには注意をいただきたいということをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○議長（中野康子君）

市長から報告がありました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

大石議員。

○14番（大石和央君）

もう少しお聞きをしたいんですが、中部電力が災害対策支援の拠点として使用したいということですが、具体的にどういうことを想定しているのかであります。

ここだけでは、ちょっとわからないので。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

先ほども申しましたように、今回の防災拠点という位置づけは、牧之原市の相良の防災拠点というものでございますが、それに関しましては、今回整備予定をしております相良の放射線防護施設、国が10分の10で行う250人分の施設、これは今、設計の予算をいただいております。令和2

年度の補正で、建設費の予算をつけていただくように今、要望中でございます。

それからもう一つは、第二放射線防護施設といいますか大規模施設、全協でもお示しをしていますが、体育館を整備をして、あと残りの249人を、そこで保護をします。一時保護する施設をつくる。まず新たにつくるものとしては、その二つであります。

それから、既に整備してあるB & Gの体育館、あそこに、いわゆるシェルターを昨年度整備しました。それからい～ら、そして、あおぞら保育園、あの一帯全てを総称して相良の防災拠点という位置づけをさせていただきます。

そして、今回の負担、受益者負担といいますか、その負担をしてほしいという考え方は、今申しました第一放射線防護施設、第二放射線防護施設、そして造成費、そしてB & Gへのシェルターの設置費、これをあわせまして総額で約40億円余でございます。その2分の1の負担を求めるという考え方でございます。

あと、中電の使用に際しては、要配慮者は、今回の想定しているものとしましては、中電が原子力災害の事故を起こしたという。停止中であっても、今は燃料が9,000本ございますので、そうした中で事故を起こしたということ想定をして、福島と同様の状態になれば、要配慮者は安全な避難場所を確保するまで一週間ほどかかるということで、まずは一週間は、そういった皆さんが占有をする。そして、安全な避難場所が決まった段階で、市民はもちろんのこと、PAZ圏内の皆さんが全て移動して、我々が整備した放射線防護施設の建屋が空きになる。その後、中部電力がそこを占有して、復旧、復活に努めるという拠点にしたいという申し出であります。

例えて言いますと、福島事故のときに、Jヴィレッジを復興、復旧の拠点で何年か使いました。そういった形で、仮にそうした事故が起こった場合には、要配慮者の皆さんが避難した後に使うということになります。

それからもう一つは、通常でも、やっぱり地震・津波、原子力災害以外においても、今、50年に一度の雨が毎年降るといような状況でございますので、そうしたときに避難者が避難はもちろんなんですが、いわゆる社会インフラである電力の送電線網であるとか、いろいろな発電、送電設備が大きな被害をこうむったという段階に、やはり原子力災害以外にも復旧活動、復興活動の拠点にしたい。これも、避難者が避難が終わったといいますか、すみ分けは当然必要なんですが、そういったときにも使用したいと、こういう考え方でございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

その場合、具体的に中電と文書を何か取り交わすんですね。そのときには詳細な使用のあり方とかを含めて、目的と使用は最低限すると思うんですけども、そういうことですね。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

先ほど申しましたように、今回、私どもの申し入れに際しまして、中部電力側では、今月中には役員会を開いて結論を出すと言っております。その結論が出た以降に、今後の使用とか、いろいろな詳細につきまして協定書を交わすということを予定しております。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

わかりました。それで、こうした施設というのは御前崎市にもあるし、そういった意味では御前崎市とか、こういった防護施設があるところについては、そのような協定みたいなものを結んでいるのでしょうか。他市においては。

○議長（中野康子君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

協定というのは、平成19年3月に避難行動要支援者の安全確保の協定というものを、牧之原市、御前崎市、中部電力、三者で締結をしているというところでございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

その場合の施設使用について、今回は、また違った形ですよ。要は、防護施設を、避難をして以降での使用のあり方というので、また違うと思うんですよ。そういった意味で、他市で、御前崎市にしても菊川市でもそうなんですけれども、防護施設はあるわけなんですけれども、そういうことで文書を取り交わしているんですか。今回、牧之原市が初めてということですか。

○議長（中野康子君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

他市につきましては、状況は把握をしていないというか、多分、この牧之原市における今回の避難の拠点についての協定を結ぶということでございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

ですので、牧之原市が初めてになるということですね。そこはわかりました。

他の電力会社ですけれども、同じような形で防護施設、それぞれのところにつくられているということなんですけれども、今度、牧之原市のような形で使用をしていくというようなことを、何か文書とかを含めてやられているところを確認していますか。

○議長（中野康子君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

他市というか、他県の状況については、今のところ把握はしてございません。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

やはり、確認する必要があるんじゃないかというふうに思うんですけどね。

それと、今度の施設の事業費の2分の1ということで20億円というのもあるんですけどね。根拠は、事業費の2分の1だということで20億円ということの説明はされたんですけども、それすら、ちょっと根拠的に本当に正しいのかどうかというのはよくわからないし、そのあたりのところは、要は、国も含めて確認されている事項なんではないでしょうか。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

これまでに、まず、相良地区の防災拠点の考え方については、500人分の不足する施設、シェルターを入れる施設がないわけですね。500人分の新たな建屋を建てなくてはならないということで、これまで2年、3年かけて内閣府と協議を進めてまいりました。我々とする、今回の500人分というのは、いわゆる大規模な、大きな体育館的なものを国の補助で建てさせていただいて、それを活用する中で、いざというときには放射線防護施設になり得るといような形で、併用ということで、ずっと、この2年、3年、詰めてまいりましたが、国とするとふだん使いを主にする大規模施設については認めないということで、ジーボを昨年つくりましたけれども、ああいう形態の避難施設専用といいますか、そういったその後の防災活動事業に活用する、あるいは地域のコミュニティ活動に活用することはできるわけですけども、主体がそういった体育施設ということであるなら、だめだという裁定がおりたわけですね。

それによって、相良については、地頭方と同じ放射線防護施設を、まずはつくと。あと、不足する250人分をどうするかということで、ずっと、ここ数年、一念、詰めてきたわけなんです。そういう中で、国の補助が得られないならば、一般の既存の防災事業であるとか公園の補助事業であるとかというような、いろんな形の補助を入れてつくろうということで検討をしてきた。そういう中で財源の見通しが立たないので、いつ整備できるかわからないという状況で、足踏み状態であったのは事実でございます。

そういう中で、そういう状況であるならば、電力事業者としても原子力災害の特別措置法によって、そうした安全を確保する、緊急事態の対応及び原子力災害の対策の計画、原子力防災計画、原子力事業者の防災事業計画を作成しなければならないということが位置づけをされているということから、中部電力としては、そういった状況であるならば、ぜひ、中部電力としても使わせ

てほしいと、こういった申し出があったということから、ですから、先ほど大石政策監が申しましたように、全国的にも他の電力事業者の中では前例は私もないというふうに思っていますが、そこは、しっかり調べますが、そうした中で、急遽7月22日に出てきた案件でございますので、我々とするると相応の負担を、だったら求めたいよということでもって、事業費の約2分の1ということで、原因者負担という考え方のもとで請求をするということでございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

というと、目的外使用ではないということで、これは確認をとれているということですか。

○議長（中野康子君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

第二防護施設のほうにつきましては、つくって、その中にシェルターの整備を別にしていくということでございます。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

少し補足しますが、中に入れるシェルターに関しては国の補助をもらうということで、箱は、いわゆる市単独でつくるという意味合いでございますので、国の基準に沿わないということではなくて、中に入れるものに関しては国にしっかり負担をしてもらうというものでございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

理解が少し足りないんですけれども、要は、中部電力さんのほうが使用するに当たって、これは目的外使用ではないということの確認はとれていて、それで、とにかく避難の一週間、二週間たって、そこから避難者が外というか、さらにそこから撤退したという中から中電さんが利用していくという、こういう使い方については何の問題もないというようなことは確認されているということによろしいですか。

○議長（中野康子君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

結構でございます。

○議長（中野康子君）

そのほかに。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

中部電力から牧之原市への使用についてのお願い、これ、最初、読んでいますと防災拠点は弊社設備の復旧活動拠点としてと書いていて、最後のほうには昨年3月の支援者の協定に基づき、市民の災害避難に資するということだと思うんですけれども、弊社設備の復旧活動と書いてあるものですから、最初、何で中電の機械設備等を復旧するために、うちの敷地を、牧之原の敷地を、それなりの負担があるにしろやるのかなというふうに読んでいたんですけれども、ちょっとわかりづらいなと思っているんですよ。

どうでしょうね、その辺、市長。

○議長（中野康子君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

今回、この拠点というのは、先ほども申しましたように、一つには原子力災害は起こってほしくないわけなんですけど、ただし、今回の場合、ちょうどそのPAZの境界付近というところが一つの拠点なんです。余りに遠く離れ過ぎてしまいますと、いわゆる中電の電気設備の復旧復興の拠点にはちょっと距離があり過ぎる。あるいは近過ぎると、放射能の値が非常に高くなってしまふというようなことで、この境界付近ということで、中部電力とすると、いろいろ検討をした結果、最適であると。ここに書いてございますような社会インフラ、静岡空港に近い、あるいは473バイパスに近い、あるいは津波の心配がないというようなところで、このような施設が仮に周辺にあるかというのを全部調べたと思うんですね。

そういう中で、最適な場所であるということで、場所としては選定したということでありまして。

それから、この下については、この協定に基づいて双方が対策拠点として使用すると。まずは、要配慮者を重点的に、まずは皆さんの支援室として使う。一定の、その目的が達成された以降、あいたところを、今度は復旧、復興の拠点として使うと。この2面がこの中に盛り込まれているということでありまして。

ということですので、ここはわかりづらいところがあることに関しましては、今後の協定を締結する中で、協定書案の中で、そうしたところをしっかりと入れて協定を交わすというふうにしたいというふうに思っております。

○議長（中野康子君）

ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（中野康子君）

では、この件について終了いたします。

それでは、これで市長報告並びに質問等、全て終わらせていただきます。

○議長（中野康子君）

よろしいでしょうか。それでは3番の、議長・関係議員・委員会報告等のほうに移ります。

まず、私、最初に報告をさせていただきます。

7月22日、御前崎港振興会要望活動に、静岡県港湾局の港湾整備について要望に行ってまいりました。大型客船を迎えるための感染症対策のガイドラインの指針をしっかりと示していただきたいということをお願いしてまいりました。本来なら、名古屋の国土交通省まで行く予定でしたが、名古屋が非常にコロナが急速に蔓延している中で、ちょっと危険だということで御前崎市長だけが行くことになりました。

7月27日、消防局が来庁してございまして、吉田町川尻の倉庫火災の報告がございまして、静岡消防局長ほか8名で消防の火災の現状のお話を伺いました。大変つらい、悲しい事案であったと思います。

7月28日、大井川の清流を守る研究会協議会総会が、島田でございました。新たに焼津市と藤枝市、袋井市が会員となって、大変、大井川の清流の件では、非常に多くの皆さんが心を痛めて寄せている実態が紹介されました。

7月29日、市町村駅伝実行委員会がございまして、ぐりんばるでありました。壮行会は例年、産業フェアの中で行いますけれども、今年度は産業フェアが中止ですけれども、壮行会は何とか実施したいということでございます。応援する方の人数を制限し、地域特産品の販売を、いつも静岡の草薙球場でやっておりましたけれども、これもやめるということでございます。

それから、8月2日、ミルキーウェイクエアイベントのお披露目会、多くの皆様、ご参加いただきましてありがとうございました。

8月3日、東遠工業用水道企業団議会がありました。掛川市役所でありまして、新たに御前崎市の増田議長さんと河原崎議員が加入となりました。議案は、令和元年度東遠工業用水道事業会計決算の認定、それから監査委員の審査報告がございまして、東遠工業用水道事業会計資金不足比率の報告等、そして中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源の問題確保、及び水質の保全について等、県のほうからの説明がございました。

私のほうからは以上でございます。

そのほかの関係議員の方、お願いをいたします。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

7月21日から29日にかけて5日間、令和元年度の各会計の決算審査を行いました。報告については、9月議会本会議において、代表監査委員からさせていただきます。

その中で、7月27日に、あわせて例月出納検査を行いまして、全て適正に処理されていることを確認いたしました。

8月5日ですけれども、牧之原市菊川市学校組合議会臨時議会が行われました。今回の補正は、小中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策のための予算措置を行うもので、具体的に

はG I G Aスクール構想による牧之原の小中学校の全児童生徒分の端末の購入費用及び学校における感染予防対策、学習保障のための備品等の購入でございます。総額で1,936万円、全員賛成で議決されました。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかにありますでしょうか。

村田議員。

○9番（村田博英君）

7月27日に例月出納検査、榛原総合病院の検査がありました。今月は、前期の決算の監査も行いました。帳票類、それから金券、通帳、残金の確認をいたしました。全て問題はなく終了いたしました。

以上です。

○議長（中野康子君）

ほかに。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

7月29日、御前崎市牧之原市学校組合の決算審査を、加藤代表監査委員とともにいたしました。その結果を、8月7日、朝早かったんですけども、御前崎市牧之原市学校組合の管理者であります御前崎市長宛てに、監査委員意見も付した中で決算書を提出しております。

○議長（中野康子君）

ほかに、ありませんでしょうか。

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

8月4日、東遠広域施設組合議会に出席いたしました。上程された議案として3議案、議案第9号「東遠広域施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。議案第10号「東遠広域施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「令和2年度東遠広域施設組合一般会計補正予算の補正第1号について」。3議案ですけど、これは全員賛成で可決いたしました。

それと、認定第1号としまして、令和元年度東遠広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これについても全員賛成で認定いたしました。

以上です。

○議長（中野康子君）

植田議員。

○8番（植田博巳君）

8月5日に、自衛隊協力会総会が行われました。史料館で行われましたけれども、ことはコ

コロナ感染症対策ということで、ほとんどが委任という形で、はがきで委任状をいただいて総会を開いたものですから、実際の総会に集まってくれた方は17名ということで、非常に縮小されましたけれど、全ての議案について承認されました。皆さん、ありがとうございました。

○議長（中野康子君）

そのほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会

○議長（中野康子君）

それでは、議会運営委員会のほうから、ご報告をお願いいたします。

鈴木千津子議員。

○12番（鈴木千津子君）

議会運営委員会の報告をいたします。

(ア)の9月定例会についてですが、これは提出予定議案の報告を総務部長より受けました。皆様のところにも、このように資料等の配付がされておりますので、また、ごらんになっていただきたいと思っております。

そして、委員会付託についてですが、これは予定表がありますが、8月、9月の予定表が出ておりますが、9月11日が委員会付託となりますので、また、そのときにしっかりとお示ししたいと思っております。

決算連合審査会の日程についてです。これにつきましても、皆様のお手元に日程の資料がございます。この日程につきましても、これまでは2日半で行ってまいりました連合審査会、2日半で行っておりましたが、この9月の定例会から3日間となります。そうしたことから、質疑の時間も十分あると思っておりますので、ぜひとも、皆様方の活発な質疑のほうを、ぜひ、お願いしたいと思っております。

そして(イ)議会報告会代替案について。議会報告会は、前月も今年度は中止の方向でということで申し上げております。それにかわる代替案を、議運のほうで検討しているところでありますが、今回は議運の中では三つの案が示されました。動画の配信、そして議会だよりへの掲載、そして単独で活動報告等の印刷物の配布ということで、議会運営委員会ではこの3案が出されております。しかし、これ以上の皆様方のアイデアとか、もう少しこうしたらとか、そういった意見もあるかと思っておりますので、この後の協議事項の中で、そうしたご意見、アイデア等がありましたら、また、いただきたいと思っております。

(ウ)の議員研修会についてです。これは、東京、大阪などからの講師の依頼をすることは、現状を鑑みますと無理があると思われまますので、今回は県の職員等に依頼することとし、今、テ

一マ等を検討している最中であります。こうしたことも、また、もう少し聞きたいということがありましたら、ぜひ、ここらもお願いできたらうれしいと思っております。

そして、（エ）8月30日に議会の防災訓練があるわけですがけれども、議会だけじゃなくて牧之原市の防災訓練が8月30日に実施されます。議会としましては、サイレンが鳴った後に、正副議長に、まず登庁していただく。そして、各議員の皆様におかれましては、サイレンの鳴った後に、各自主防の活動場所へ、まず行っていただき、そして自分の身の安全が確保されたところで、事務局への連絡をお願いしたいと思います。そして、また、その後は各自の地域の活動に参加をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、（オ）一般質問時のコロナ対策について、これはフェイスガード等はどうでしょうかということで、前回、大石議員からご意見をいただいたものについてなんですけれども、議運の中では、演壇とか議員登壇席へアクリル板を設置したらどうかというふうに方向を出しました。これは決定というより、当局方との話し合いも必要になると思いますので、今現在、私ども議運の中では決定というよりも、そういう方向であります。

この後、（カ）のところですがけれども、その他につきましては、これはすみません、事務局のほうで、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（中野康子君）

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

（カ）その他について、事務局のほうからお話させていただきます。

令和元年度の議会費の決算状況につきまして、7月29日に監査委員により決算審査を受けました。そこでは、特には指摘事項等はありませんでした。

予算1億4,744万7,000円に対しまして、1億4,458万3,134円の支出ということでございます。2月に減額補正等を行いましたけれども、役務費や委託費の判断が、削るにはちょっと判断が難しかったもので、また、会議録検索システムが6月からの予算を計上しておりましたけれども、9月からの使用となったことや、給茶器が見積もりよりも、ちょっと安く購入できたということから少し不用額がありました。

議案配付後、また詳しく説明させていただきますので、これで概要の説明とさせていただきます。

9月定例会の補正予算につきまして、報告させていただきます。

今回の9月定例会の議会費の補正なんですけれども、今年度、視察のほう、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして中止ということで動いております。それで、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の視察の経費と、職員の随行経費を減額と、280万円になりますけれども減額とさせていただきます。

次の、令和3年度議会費の予算について。いつもですと10月ごろから予算のほう、動き出すんですけれども、今回、実施計画の報告とともに、各事業費で現時点での要求を報告することにな

りましたので、当局からは、財政状況が非常に厳しいので2割減を念頭に置きということの指示がありました。

そこで、視察等の方針を協議させていただきました。考え方としましては、視察につきましては友好都市への訪問、議運、広報特別委員会の視察は実施はしないということで、各常任委員会2泊のところを1泊で計上するという。議会改革特別委員会については、例年どおり計上はさせていただきます。

それと、議員研修の講師謝礼についてなんですけれども、今年度30万円というところで減額させていただいたんですけれども、来年度も遠方から呼ぶのはどうかというのも少し考慮に入れて、そこも少し削らせていただければと思っております。

来年度は改選の年に当たりますので、それに伴う経費はそのまま計上しなければいけないということで、2割減を考えながらということではありますけれども、必要なものはしっかりと計上していくということで、方向としては出させていただいて計算をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長（中野康子君）

それでは、各委員会からお願いいたします。総務建設委員会。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

総務建設委員会なんですけど、この期間では開催はしておりません。

しかしながら、正副委員長の中で何回か打ち合わせを重ねておりまして、今後の進め方、具体的な進め方について、ちょっといろいろ協議をしてきました。ある程度、アイデアが煮詰まってきたので、今度は委員皆様にお示しをして、大いにご意見をいただいて、修正をしながら具体的な進め方を決めていきたいと思っておりますので、今月末か、もしくは9月会期が始まってから、ちょっと日程は調整させていただきますが、そういったことで、進め方を皆さんでまたご協議いただくタイミングを設けさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長（中野康子君）

次、文教厚生委員会委員長。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

8月3日ですが、学校再編計画について、これについて教育文化部教育総務課のほうから、説明を受けております。

昨年3月ですが、望ましい教育環境のあり方に関する方針を策定されておりますが、それに伴う学校再編策定委員会、そういった議論が、協議、議論がどこまでしているか。あるいは、今後はどういう形で進んでいくのか。その辺の確認、説明、質疑等を行っております。

今後、簡単に説明しますけれども、あと一、二回の策定委員会の開催後に、できたら小学校単位で説明会をしたいというふうに説明がありました。年内に素案ができると計画していたようなのですが、こういうコロナの関係もありまして、年度内ということで素案の策定は向かっていると。計画を進めているという状況です。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（中野康子君）

次、議会広報特別委員会、お願いいたします。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

7月20日、29日に委員会を開催いたしました。議会だよりの編集作業を行いましたけれども、議会だよりの発行に当たりまして、ご協力をいただいた皆様方、ご協力ありがとうございました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

議会改革特別委員会。

大井議員。

○15番（大井俊彦君）

8月11日に全体会を開きまして、各班から作業の進捗状況について報告をいただきました。そして、そのときに、今後の作業スケジュールを示させていただきましたので、ぜひ、それに沿って進めていただきたい。各班長さんにつきましては、リーダーシップをとっていただき、進めていただきたい。よろしくお願いいたします。

3 議長・関係議員・委員会報告 (7) 政策立案推進部会

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

政策立案推進部会。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

先月からの部会は開催されませんでしたけれども、本日、全員協議会終了後、全体会を行い、その後、ワーキング3の部会を行いたいと思っております。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告（8） ICT推進作業部会

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

ICT推進作業部会。

濱崎議員、お願いします。

○2番（濱崎一輝君）

先月の全協で、タブレット端末の使用に当たっての規程及び申し合わせ事項について説明をさせていただきました。その後、7月末までにご意見、質問がある方ということで、事務局までご意見をということでお話ししておりましたけれども、特になかったというふうに聞いておりますけれども、最終的に本日、また、この規定及び申し合わせ事項について聞いておきたいことなどあれば、言っていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

特にないようであれば、これを制定するというので、これから事務局のほうと話を詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中野康子君）

それでは、今までの報告の中でご質問がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（中野康子君）

よろしいでしょうか。

4 協議事項（1） 議会報告会代替案について

○議長（中野康子君）

それでは、先ほど、協議事項のほうにありましたけれども、議会報告会中止に伴う代替案について、ご意見を伺いたいと思っております。

先ほど3案をご説明いたしましたけれども、その3案を、もう一度、鈴木千津子議員、お願いいたします。

鈴木千津子議員。

○12番（鈴木千津子君）

動画の配信、内容まで細かく詰めているわけではありませんし、どういうところまで出すかと

いうことは、まだ、はっきりと、そこまで詰めているわけでもありません。短い時間の中で、今までパワーポイントでやったような、そういった簡単なものをつくって出したらどうかなというご意見をいただいています。

そして、議会だよりへの掲載。これは、それぞれの定例会後、議会だよりかけはしを、今出しているわけですが、そこへ少しページをいただいて、今回、そうした各常任委員会と議会活動の報告をしたらどうかというご意見もあります。

それと、単独での活動報告というか、議会だよりですと、どうしても見る方が、あくまでも議会だよりの続きではないかというふうに捉えられてしまうのではないかということで、たくさんではないんですけど、ワンペーパーになるのか冊子になるのか、そこまでは検討しておりませんが、単独でのそれぞれの委員会の活動等を印刷したものを、また議会だよりと同じように各家庭への配布。

それと、これはほかの議員さんからアイデアとしていただきました。それぞれの公民館とか、人が集まるような場所へ置いてある市のところもありますよということで、本当に貴重な情報をいただきましたので、もし、そういうことができるのであれば、そうしたところへ少し余分に置いて、大勢の方に見ていただくという方向もいいのではないかというふうにいただいております。

今現在は、なるべく予算も少ない中で大きな効果が得られるような、そういう方向を探りたいということで、今、議会運営委員会の中では、この三つの案が出されております。内容等は、もちろんこれから詰めることとなりますので、ぜひ皆さん方のアイデアとか、もう少しこうしたらとかというご意見があったら、ぜひ、議長のほうでよろしく願いいたします。

○議長（中野康子君）

ただいまご報告がありました3案のほかに、まだ、こういったほうがいいよというような案がありましたら、お知らせいただきたい。

村田議員。

○9番（村田博英君）

ちょっと確認も含めて、3案の中で動画の配信というのは、具体的にどんなふうにするというのは出ていますか。

それと、3番目の単独というのは、これは議会報告会だよりみたいなことでやるんですか。

○議長（中野康子君）

鈴木千津子議員。

○12番（鈴木千津子君）

先ほど言ったように、動画は、まだ、どういった内容について、何分で、どういうところまで出すとかという、そういう内容までは、まだ詰めておりません。そうしたことも考えられる一つの方法ではないのかということで、ご意見をいただいたところです。

そして、ワンペーパーと言いましたけれども、これはA3になるのか、Bの全判になるのか、ちょっとわからないですけれども、タブロイド判みたいな、新聞の一面みたいに、そんなに大き

くはならないと思うんですけども、それぞれの各委員会での取り組み等を載せて、それで各家庭に配ると、そういったところです。

ですから、内容とかどういう、多色刷りになるとか、そういうところまでは、まだ細かなところまでは決めておりません。

以上です。

○議長（中野康子君）

村田議員。

○9番（村田博英君）

それと、動画の配信って、結構お金がかかる場合があるのでね。ちょっと考えなきゃいけない。やり方をね。やるのであれば。

もう一つは日程ですね。皆さんアイデアをとということですけど、きょうは8月17日だから、どれぐらいまでというのは出て、やったほうが良いと思いますけれども、どんな感じですか。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

あくまでも動画は一つのアイデアなので、これで、動画でゴーという話ではない。皆さんから、動画は時期尚早だというアイデアがあれば、それは動画も、また再検討という形になると思うんですけども、皆さんから、きょう、とりあえずご意見をいただいた中で、議運で最終的に決めていく形になるんですけども、動画に関しては、そんなにコストはかからないと思います。

というのは、今、動画編集ソフトも無料のものが有りますし、内容としても、内容はこれから決めていくんですけども、今まで皆さんが個々につくっていただいたパワーポイントというものを自分で操作してしゃべるのではなくて、動画にナレーションを入れてパワーポイントの内容が流れていくという形。それを、無料の動画配信、Y o u T u b e等に上げるのであれば、Y o u T u b eも上げるのはただですし、また、先ほどもありました市公式L I N EアカウントにY o u T u b eのリンクを張っていただければ、少なくとも7,000人には届きますので、そういった意味で、もちろん電気代がかからないわけではないです。電気代もかかりますし、作業という労務のお金はかかるんですが、大きく何十万円もかかるものではないと思います。本当にできて、何千円程度でできるのではないかなとは思っています。

○議長（中野康子君）

鈴木千津子議員。

○12番（鈴木千津子君）

日程について、いつまでに、いつ出すというふうに、そこまでの検討はされておられません。しかしながら、当初、一番最初に決めるときには、今回、改選もあったことであり、それぞれの常任委員会のある程度、形が少しでも見えてくるようにということで、秋を想定していました。そうしたことから9月定例会後、9月定例会が部分、どのくらいまで入れられるかわかりませんけ

れども、これまでのような感覚の中でいきますと9月定例会後、そして、それぞれの常任委員会及び委員会の活動が、かなり少しは進むのではないかと考えておりますので、そうしたことを主体に、ぜひ内容等を考えていきたいというふうに、そのように考えております。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、よろしいでしょうか。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

今、3案出ましたけれども、動画の配信については、できるものなら、やはり先進的な取り組みということでやっていただきたいと思っておりますけど、要は、内容はどのような動画を載せるかと、これが一番問題だと思っております。

そういった中で、一番実現性のあるものは、議会として、やはり議会報告がない、これはもう当然コロナの関係でしようがないと思っております。そのときに、議会は何をやっているというのは必ず出てくるもので、見える形で、なるべく見える形で、何かしらのアクションを起こす必要があると思っておりますので、議会が改選の直後に臨時議会だよりが出て議会構成の報告があったように、あのくらいの誌面でいいものですから、今、それぞれの委員会、それぞれの部会で活動していることを、今のうちに、いつ出すというのを決めておいて、それで、各担当が持ち寄ってやる準備を進めないと、秋といっても、もう9月議会が始まってしまうので、すぐなので、なかなか進んでいかないと思っておりますので、私は臨時議会だよりを別冊出して、それでやるのがいいかなと思っております。

あわせて動画も、もしできるならチャレンジしてもらえればありがたいと思っております。

以上です。

○議長（中野康子君）

ありがとうございます。そのほかに、よろしいでしょうか。

皆様から、また個々にいただければ、それなり、また議運のほうでも、きっと検討していくと思っておりますので、ぜひ、ご意見などをお寄せいただければありがたいというふうに思います。

それでは、本日はこの協議事項は、これで終わらせていただきます。

5 その他

○議長（中野康子君）

その他に移らせていただきますけれども、先ほど、市長報告の中でありました防災拠点の施設の使用について、これは取扱注意になっておりますので、それぞれ議員の皆様、ご注意をいただきたいというふうに思います。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

その他ということで、9月議会が、もう目前に迫っております。9月1日に伴いまして、恒例の議案配付があります。

8月24日、25日ということで、ホワイトボードには記載してありますが、文教厚生委員長と話をさせていただきまして、24日、一日でボリューム的にはいけるのではないかとということなので、8月24日、9時半より、合同常任委員会協議会を開催します。一日で行います。よろしくお願ひします。

○議長（中野康子君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

私、個人的なことなんですけれども、19日から一週間ほど、ちょっと入院させていただきます。入院ですから、ちょっとぐあいの悪いところがありまして、病名というか症状は、本態性振戦といって手の震えがあるんですよ。これは、字を書くとき、それから箸を持つとき、コップを持つとき、非常に生活に不便、議会活動もそうなんですけれども不便なものですから、少し治療を受けますので、一週間ほど入院させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中野康子君）

お大事にしてください。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ちょっと一つ言い忘れたので、申しわけないです。

8月24日の、議案配付に伴う合同常任委員会の終了後、一旦、そのまま閉めた後に、同じ席に座ったまま、今度は産業経済部から、先ごろ総務の協議会であった相良子生れ温泉会館についてのことを、今度、できるだけ多くの方にご意見をいただくタイミングをどうしても欲しいということをお打診を受けましたので、すみません、その1件だけで、合同常任委員会を、引き続き開かせていただきますので、ご承知おきください。

○議長（中野康子君）

それで、8月27日の件で。

次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

8月27日の消防葬のことで、ちょっとお話をさせていただきます。

きょう、案内状のほうを状差しのほうに入れさせていただきました。ごらんになって事務局のほうにいただいた方もいらっしゃるかと思いますけれども、その中に、出欠席のはがきが入っております。一応、先日出欠席の確認をとらせていただきましたけれども、そのはがきを出すことになっておりますので、そのまま結構ですので、事務局のほうに、はがきだけ置いていただきたいと思います。まとめまして、事務局のほうから提出させていただきますので。

それと、あと、当日27日のバスなんですけれども、出発時間を決めさせていただきました。相良庁舎を12時15分、榛原庁舎のほうを12時30分、この出発でいきたいと思いますので、時間におくれないように、すみませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中野康子君）

皆様、8月27日はよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の全員協議会を終わらせていただきます。

[午前 11時30分 閉会]